

普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）

1.（預金の払戻し）

- （1）普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下「この預金」といいます。）を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- （2）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- （3）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

2.（支払機を利用した通帳による預金の払戻し）

- （1）原則として当組合がキャッシュカードを発行している預金者に限り、当組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して通帳により普通預金の払戻しができます。
- （2）支払機を利用した通帳による預金の払戻しについてはキャッシュカード規定を適用します。
- （3）支払機を利用して預金を払戻すときは、支払機に通帳を挿入し暗証番号（以下「暗証」といいます。）と金額ボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- （4）停電、故障等により支払機が停止しその取扱いができないときは、前項の取扱いできません。
- （5）暗証を変更するときは、「支払機」での操作、または当組合所定の書面によって当店に届出てください。また、第1項による取扱いを取りやめるときは、当組合所定の書面によって当店に届出てください。

3.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭およびウェブサイト表示によりお知らせした毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

無利息型普通預金には利息をつけません。

4.（未利用口座管理手数料）

- （1）令和3年（2021年）4月1日以降に開設したこの預金において、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻し（当該普通預金の利息の組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除く。）の利用がなく、以下（2）の条件を全て満たす口座を未利用口座として取扱います。紛失等で利用停止中の口座も含むものとします。
- （2）未利用口座の条件は以下のとおりです。
 - ① 預金残高が1万円未満であること。
 - ② 総合口座の場合、定期預金の取引がないこと。
 - ③ 定期預金の利息受取口座に指定されていないこと。
 - ④ 当組合で他に金融取引（定期性預金、国債、相続信託、出資金等）がないこと。
 - ⑤ 当組合で借入がないこと。
 - ⑥ 口座名義人の年齢が18歳以上であること。
- （3）この預金が未利用口座となった場合には、当組合所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- （4）この預金が未利用口座となった場合、お届けの住所あてに書面にて案内をいたします。
- （5）前号の通知発送後3か月の間に預入れまたは解約のお手続きをいただけない場合は、この預金口座から所定の未利用口座管理手数料を引落しできるものとします。
- （6）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、預金者に通知することなく、残高全額および利息を未利用口座管理手数料に充当し、この預金を解約できるものとします。

(7) 解約された預金口座の再利用および未利用口座管理手数料の返金はいかなる場合も応じません。

5. (他規定の適用)

この預金には、本規定のほか「流動性預金共通規定」、「休眠預金等活用法共通規定」が適用されるものとします。

以上
(2021.4.1 現在)